

福祉プラザから情報発信！

ポスター・チラシ・パンフレットの設置について

1 申し込み方法

福祉プラザ 1 階ロビーにポスター・チラシ・パンフレットを掲示・設置したい場合は、5 階福祉プラザ管理課で申込用紙に必要事項を記入の上、申請してください。

※依頼文を添付していただければ、福祉プラザ管理課あて郵送して頂いても構いませんが、下記により審査し、掲示・設置できない場合は返送いたします。

2 掲示・設置場所と期間

ポスターは 1 階ロビーのポスター掲示板に掲示し、チラシ・パンフレットは 1 階ロビーのパンフレットスタンドに設置します。

掲示・設置期間は最長で2か月とし、それ以前に開催日や〆切日等の来るものはその期日までとします。なお、掲示・設置期間終了後の残部は当方で処分させていただきます。

3 掲示・設置できないもの

公共施設にふさわしくない下記のポスター・チラシ・パンフレットは掲示・設置を認めていません。なお、当館や他の公共施設で開催されるイベント・コンサート関係のポスター・チラシ・パンフレットは有料・無料に関わらず掲示・設置いたします。

【掲示・設置できないもの】

- (1) 物品販売・サービス提供、人材派遣など営利目的のもの。
- (2) お店や商品・事業・飲食・健診・講習・サービスなどの紹介や勧誘に関するもの。
- (3) 政党、政治団体、宗教団体などに関するもの。
- (4) その他、管理運営上支障があると認められるもの。

4 その他

- (1) 掲示・設置できる部数はポスター1部、チラシ・パンフレット 20 部までです。
- (2) チラシ・パンフレットの残部照会はできません。
- (3) 催事・イベントの受付や入場券の預かり、代金徴収の代行はできません。
- (4) 審査事務や掲示・設置入りの都合上、掲示・設置まで時間がかかる場合があります。